

タンカー航海傭船契約書

船主

との間に於て左記の条項に基き傭船契約を締結する

第一条 本契約主要事項は左の通りである

(以下船主)と傭船者

(以下傭船)

① 船名	船	丸 総トン数	純 トン数
------	---	-----------	----------

② 前航貨物の種類

③ 加熱装置の有無

④ 積地

⑤ 揚地

⑥ 貨物の種量類
及び数量

%増減

任意

船脚又は船腹の許す限り満載のこと
但し貨物の膨脹に備え充分の余積を
残すこと

⑦ 運賃割合

⑧ 運賃計算方法

⑨ 運賃支払日時

⑩ 代理店

⑪ 碇泊期間

⑫ 滞船料

積地

揚地

ランニングレーデース積揚共通

一時間に付

(13) 超過碇泊期間

第十一條によつて傭船者が滞船料を支払う場合でも碇泊

日間を超えたときは船長は直ちに本船を発航させることができる

(14) 積地回船順路

(15) 積地回船予定日

昭和 年 月 日

(16) 解約日時

昭和 年 月 日 時

(17) 契約違反

本契約に違反したものは違約金で生ずる一切の損害金円を相手方に支払わなければならない

本契約特約項

第二条 【堪航能力】 船主は本船が船体堅牢強固、機関完全で相当の附属品と設備及び適当の船員を備え安全に航海ができるることを保証する

第三条 【積揚場所】 積揚地は本船が安全に碇泊できる場所とする

第四条 【清掃】 船主は積荷開始前自己の費用をもつて第一条記載の貨物に適する様油槽・パイプ及びポンプを清掃しなければならない、但し積荷の種類により特別の清掃を必要とする場合にはその費用は傭船者の負担である

第五条 【貨物の制限】 傭船者は船主の承認を得なければ第一条記載の貨物と雖も特に危険性のあるものを積載することができない

第六条 【貨物の告知】 傭船者は特別の注意又は取扱を要する貨物に対しては予め船主にその旨を明告しなければならない

第七条 【一部備船】 備船全部を備船した場合の外第一条記載の積高を積載しても猶空槽があるときは船主又はその代理人は約定貨物積入の前後を問わず他の貨物を積入れその運賃を收回得することができる

第八条 【テッド・フレイト】 傭船者の都合により第一条記載の積高を減少し又は全く貨物の船積をしないときでも傭船者は第一条所定の運賃の全額を支払わなければならない

第九条 【荷役準備整頓の通知】 船主、船長又はその代理人は船積或は荷揚の準備整頓したときは遅滞なくその旨を傭船者又はその代理人に通知しなければならない

第十一条 【碇泊期間の計算】 碇泊期間の計算はランニングレーデースによるものとし、その計算は検疫を終了して港内投錨後前条の通知を発した時より起算し、荷役完了後本船のホース取付口に於けるホース取外し時をもつて終了する

積揚地及び二港以上の積地又は揚地におけるランニングレーデースは各港通算する

第二十条の規定に拘らずランニングレーデース期間中天災その他不可抗力による実際荷役不能時間及び危険の虞があつて一時碇泊場所外に避難した場合に於てもその航海時間と避難中の碇泊期間とは総てランニングレーデースに算入する

休祭日及び夜間と雖も総てランニングレーデースに算入する

同一港内二カ所以上に於て荷役する場合の転錨時間は総てランニングレーデースに算入する

本船の船体・機関の故障その他船主の責に帰すべき事由による荷役不能の時間はランニングレーデースから控除する

第十一條 船主の責に帰すべき場合を除き本船が第一条の碇泊期間を超えて尚碇泊を要するときは傭船者はその超過碇泊期間に応じて第一条の滞船料を支払わなければ

本船が上記予定日前に入港したときは傭船者は荷役を開始しないことがある

本船が上記日時迄に船積準備整頓しないときは傭船者は本契約を無償解除することができる、この場合には傭船者は解約日時経過後四十八時間以内にその旨を船主に通知しなければならない

ばならない。
前項の場合と雖もその原因が工場内又はその附近の火災、爆発或は傭船者の荷役用機械類及び設備の破損による場合は傭船者は前項に準じて第一条所定の滞船料の半額を支払うものとする。

第十二条

【荷役】 貨物の船積は傭船者の危険と費用とをもつて行い、荷揚は船主の費用により本船のポンプを使用して行うものとする、但し荷揚の場合に於ける船主の責任は本船のホース取付口をもつて限界とする。

第十三条

【沖積・沖取及び転錨】 本船が吃水の関係上積揚地に於て沖積又は沖取りをする場合の危険と費用並びに同一港内二カ所以上にて荷役する場合その転錨に要する一切の費用は傭船者の負担である。

第十四条

【加熱】 傭船者の請求により貨物に加熱を必要とする場合これに要した本船燃料・缶水の費用は傭船者の負担である。

第十五条

【船積不能】 船長が暴風雨、減水、変乱その他天災不可抗力のため到底船積を終了する見込がないと認めたときは船主又は船長は傭船者に通知し貨物の全部又は一部を積残して直ちに本船を発航させることができる、但し事前に通知できない場合は発航後遅滞なくこれをしなければならない。

第十六条

【荷揚不能】 船長が前条と同一の理由により到底揚地に入港し又は荷揚をなすことができないと認めたときは傭船者の危険と費用とをもつて附近の安全な場所に荷揚することができる。

第十七条

【結氷】 船長が結氷又はその虞れがあるため到底積揚地に入港できないか又は碇泊できないと認めたときは船長は遅滞なくその旨を傭船者に通知し、附近の安全な港へ避難の上傭船者の指図を受けるものとする、このために生じた滞船、離路及び航海距離の延長に基づく危険及び一切の費用は傭船者の負担である。

第十八条

【航路変更】 本船は人命・財産若しくは船舶の救助又は救助のための曳船、避難、燃料その他の必要品の積込、船員又は貨客に関する事故その他三むを得ない事由のため各港発着の日時、寄港地、航海の順序若しくは航路を変更し又は航路外に出ることができる。

第十九条

【水先人の使用】 水先人を使用するか否かは本船の自由とする。

【相互免責】 官憲又はこれに類する者の抑留・強制使用その他の処分、軍事行為、内乱、暴動、海賊、匪賊、船長その他の船員の匪行、船員その他の者のストライキ又はロックアウト、火災、爆発、衝突、坐洲、坐礁、沈没、本船船体・機関に生じた損傷、投荷その他の天災不可抗力に起因する事故に對しては当事者は互に補償の責任に任じない。

第二十条

【船主免責】 船主は運送中の貨物の減耗、収縮、変色、変質及び二種類以上の貨物を運送する場合に於ける混合等の事故については賠償の責に任じない、但し船主又はその使用者の故意又は重大な過失による場合はこの限でない。

第二十二条

【運賃その他の請求権】 本船が積地発航後本船の事故その他の不可抗力によつて航海を中止した場合でも、船主、船長又はその代理人は第二十条の規定に拘らず運賃、附隨の費用、滞船料、立替金及び共同海損又は救助のための費用等傭船者の負担しなければならない金額についての請求権を失うことはない。

第二十三条

【貨物の留置】 船主、船長又はその代理人は本契約による一切の請求金額について貨物を留置し且つその支払を受けるため貨物を競売することができる、但し船主、船長又はその代理人は右の権利行使しない場合でも傭船者及び荷受人に對して前記金額の請求権を失うことはない。

第二十四条

【共同海損】 共同海損に関しては西暦一九五〇年(昭和二十五年)のヨーク・アントワープ規則に従つてこれを処理する。

【補償】 船長が傭船者又はその代理人の請求により船荷証券その他の類似証券に署名した場合本契約条項と矛盾する一切の責任と義務に対しても総て傭船者が補償しなければならない。

第二十五条

【仲裁】 本契約に關して当事者間に争いを生じたときは各当事者は社團法人日本海運集会所(東京)に仲裁判断を依頼しその選定に係る仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。

仲裁人の選定仲裁手続その他仲裁に關する一切の事項は社團法人日本海運集会所の海事仲裁規則による。

船主

傭船者

仲介人

版權所有者

社團法人 日本海運集会所 ©

不許複製